

# 自費サービス契約書

様(以下、「お客様」という。)と一般社団法人 日本介護社中ビジネス協会(以下、「事業所」という。)は、事業所がお客様に対して行う介護保険適応外サービス(以下、「自費サービス」という。)について、以下のとおり契約を締結します。

## (契約の目的)

第1条 事業所はお客様に対して自費サービスを提供し、お客様は事業所に対し、そのサービスに対する所定の利用料及びその他の費用(以下、「サービス利用料金」という。)を支払います。

## (契約期間等)

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から第8条の規定により契約が解除、又は終了されるまでとします。

## (自費サービスの内容)

第3条 事業所がお客様に対して行う自費サービスにおいて、提供できるサービスは次のとおりです。

- ① 身体介助 食事介助、入浴介助、排泄介助、服薬介助など
- ② 付き添い介助 散歩、行楽、観劇、映画鑑賞、冠婚葬祭、墓参りなど、外出される際の付き添い介助
- ③ 買い物代行
- ④ 通院付き添い 公共交通機関を使用し、通院の付き添いや薬の受け取りなど
- ⑤ 入退院支援 入退院時の準備や付き添い、入院中の見守りなど
- ⑥ 家事支援 調理、後片付け、掃除、洗濯、布団干し、ガラス拭きなど
- ⑦ 見守り支援 ご自宅に伺いご様子確認や見守り、日中の話し相手、そのご様子を離れたご家族へお知らせなど

2 事業所は、お客様のために医療行為は行わないものとします。

## (自費サービスの提供方法)

第4条 事業所が提供する自費サービスの内容・利用回数・利用料については 別紙の自費サービス票に記載します。

2 お客様は事前の申し出により、自費サービスの内容を変更することができます。

3 事業所は、訪問介護員が行うサービス提供毎にお客様の確認を受けることとします。4 お客様からサービスの変更の申し出があった場合、新たに自費サービス票を作成し、お客様等へ説明の上、同意を受けることとします。

(サービス利用料金及び支払方法)

第 5 条 お客様は第 3 条、及び第 4 条に定めるサービスについて別紙の自費サービス票に記載されたサービス内容、時間、休日等の定めに従い、サービス利用料金を事業所に支払うものとします。ただし、介護保険対応サービスに引き続き自費サービスを利用する場合、自宅までの交通費は支払わないものとします。

2 お客様はサービス実施のために必要な水道・ガス・電気等の費用、及びサービス提供中の交通費(通院、買い物などの際、公共交通機関等を使用した場合)を負担します。

3 サービス利用料金は 1 か月毎に計算し、翌月 15 日までに請求書を発行します。お客様はこれを所定の期日までに支払うものとします。サービス利用月の翌月 25 日まで現金支払い又は事業所が指定した金融機関口座に振り込み。

4 事業所はお客様から利用料の支払いを受けた時、領収書を発行します。

(利用の中止または変更)

第 6 条 お客様は、利用期日前に自費サービスの利用を中止することができます。この場合にはサービス実施日の前日午後 6 時までには事業所に申し出るものとします。

2 お客様が前日の午後 6 時以降に利用の中止を申し出た場合は、所定のキャンセル料を事業所に支払っていただきます。

3 事業所はお客様からのサービス利用の変更等の申し出があった場合、可能な限り、その変更を受け入れるように努めます。

(利用料金の変更)

第 7 条 第 5 条第 1 項に定めるサービス利用料金について、事業所はお客様に対して変更を行う日の 1 か月前までに文書で通知することにより、当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2 お客様が利用料金の変更について意思表示が無く、変更期日を経過した場合は、お客様が同意したものとみなします。

3 お客様は第 1 項に定めるサービス利用料金の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

(契約の終了)

第 8 条 次のいずれかに該当する場合には本契約は終了するものとします。

- ① お客様が亡くなられた場合
- ② お客様が本契約第 9 条に基づき、本契約を中途解約した場合
- ③ お客様が本契約第 10 条に基づき、本契約を解除した場合
- ④ 事業所が本契約第 11 条に基づき、本契約を解除した場合

(お客様からの契約解約)

第9条 お客様は本契約の有効期間中、契約解約を希望する日の7日前までに、その旨を事業所に申し出なければなりません。但し、お客様の急変、急な入院などの止むを得ない事情のある場合は、契約解約を希望する日の7日以内であっても、この契約を解約することができます。

第10条 お客様は次に掲げる事由が客観的に存在すると認められる場合には、直ちに本契約を解除することができるものとします。

- ① 事業所がお客様、又はそのご家族様に対し、不法行為を行った場合
- ② 事業所が本契約に著しく違反し、お客様に対して重大な損害を発生させた場合
- ③ 事業所が正当な理由なくサービスの提供を拒否した場合
- ④ 事業所が破産手続開始の申立、民事再生手続開始の申立、又は会社更生手続開始の申立をし、又は申立を受けた場合
- ⑤ 上記各号の他、本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合

(事業所からの契約解除)

第11条 事業所はお客様が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。なお、原則として事業所はお客様、及びそのご家族様と協議の場を設け、誠実に協議することにより本契約を解除するか否かを慎重に決定するものとします。

- ① 契約時に必要な書類に虚偽の記載をし、又は故意に不利益となる事実を告知しない等の不正手段により事業所との信頼関係に支障をきたした場合
- ② お客様が支払うべきサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた督促にも関わらず、これが支払われない場合
- ③ お客様、又はそのご家族様が法令、又は本契約の条項に違反し、事業所が改善の見込みがないと判断した場合
- ④ お客様、又はそのご家族様が事業所、又は職員の生命、身体、財産、若しくは、信用を傷つける恐れがあり、且つ事業所がこれを防止できないと判断した場合
- ⑤ 地震等の天災、その他止むを得ない事情によって継続的な運営が困難になった場合
- ⑥ 前各号の他、お客様、又はそのご家族様と事業所との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、事業所が適切なサービスの提供を継続できないと判断した場合

(個人情報の使用等、及び、守秘義務)

第12条 事業所はお客様の個人情報の利用目的等において、別途「個人情報使用同意書」に定め、お客様の同意のもと使用するものとします。

2 事業所はサービスを提供する上で知り得たお客様に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らさないものとします。又、事業所は事業所、及び職員に対して同様の義務を負わせるものとします。この守秘義務は職員退職後、及び本契約終了後も同様とします。

(緊急時の対応)

第 13 条 事業所は自費サービスの提供中に、お客様の身体の状態に著しい変化が見られた場合は、『緊急時連絡票』に記入されたご家族等に速やかに連絡します。

(苦情処理)

第 14 条 お客様は事業所、及び行政機関等に対して、いつでも苦情を申し立てることができるものとします。

2 事業所は前項に定める苦情受付手続きを重要事項説明書に定め、お客様からの苦情等を適切に解決するよう努めるものとします。

3 事業所は、お客様から本条第 1 項に定める苦情申立に対し、迅速かつ誠実に必要な対応を行うものとします。

4 事業所は、お客様が苦情申立等をおこなったことを理由として不利益な取り扱いをしないものとします。

(損害賠償)

第 15 条 事業所は事業所の責めに帰すべき事由によりお客様、又はそのご家族様の生命、身体、財産、又は名誉に損害を発生させた場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに速やかに相当因果関係の範囲内の損害を賠償するものとします。但し、お客様にも責めに帰すべき事由が存するときは、賠償額が減額されるものとします。

2 事業所は事業所の責めに帰すべからざる事由によりお客様に生じた損害については、損害賠償の責めを負わないものとします。とりわけ、以下の事由に該当する場合には、事業所は当然に損害賠償の責めを免れるものとします。なお、以下は事業所が損害賠償の責めを免れる自由を限定列挙したものではありません。

① お客様、又はそのご家族様が契約締結時にその疾患、及び身体等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因してお客様、又は、そのご家族様に損害が発生した場合

② お客様、又はそのご家族様がサービス提供のために必要な事項に関する聴取、及び確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因してお客様、又はそのご家族様に損害が発生した場合

③ お客様の身体上の素因による急激な体調の変化、その他事業所の提供したサービスを原因としない事由によりお客様に損害が発生した場合

④ お客様の金銭その他の財産が事業所の責めに帰すべからざる事由により紛失した場合 ⑤ 事業所が必要なサービス提供のためにお客様、又はそのご家族様の所有物品を通常の使用方法により使用したにもかかわらず、当該物品が耐用年数の超過その他の理由により破損した場合

⑥ 上記に準じる場合

(本契約に定めのない事項)

第 16 条 本契約に定めのない事項、及び本契約における各条項に関する解釈についてはお客様、ご家族様、事業所は相互に協議し、誠意をもって対応するものとします。

(合意管轄)

第 17 条 お客様と事業所は本契約に関して止むを得ず訴訟となる場合には、事業所の本部所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることを予め合意するものとします。本契約を称するため本書は2通作成し、お客様、及び事業所双方が記名又は署名捺印の上、各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【記名、または署名捺印欄】

事業所名 住所 札幌市東区北 45 条東 8 丁目 3-8 GRADEA 1F

名称 一般社団法人 日本介護社中ビジネス協会

管理者 飯沼 利明

お客様(契約者)

住所

氏名

代理人 または 署名代理人

住所

氏名 お客様との関係 ( )

一般社団法人 日本介護社中ビジネス協会 自費サービス料金表

サービス内容	時間	料金
◆身体を含み自費サービス	① 30分	2,500 円
	② 1時間	4,300 円
	1時間30分①+②	6,800 円
	2時間②+①+①	9,300 円
◆生活全般 ※室内移動などの見守り OK ※身体2の通院介助の自費は生活全般の自費で算定	③ 30分	1,800 円
	④ 1時間	2,500 円
	1時間30分③+④	4,300 円
	2時間③+④+④	6,100 円
◆身体介護と生活全般 ※他の組み合わせも同様	1時間①+③	4,300 円
◆通院のみ(外出介助も含む) ※外出時の交通費は利用者負担(社用車使用の場合は、 片道 5 キロまで 500 円、往復 1,000 円加算) ※公共交通機関のヘルパーの運賃は利用者負担 ※外出先での飲食費は利用者負担 ※同様にヘルパーの費用も利用者負担	30分	2,150 円
	1時間	4,300 円
	1時間30分	6,450 円
	2時間	8,600 円
	2時間30分	10,750 円
	3時間	12,900 円